

## 厚生常任委員会会議録

平成16年6月14日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

### 1. 出席委員

◎木田 守彦           ○里川 宜志子           浦野 圭司  
三木 誓士           中西 和夫

浅井議長

### 2. 理事者出席者

助 役	芳村 是	収 入 役	中野 秀樹
総 務 部 長	植村 哲男	住民生活部長	中井 克巳
福 祉 課 長	西川 肇	同 課 長 補 佐	寺田 良信
同 課 長 補 佐	西梶 浩司	健康推進課長	清水 孝悦
同 課 長 補 佐	植村 俊彦	環境対策課長	清水 建也
同 課 長 補 佐	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
住 民 課 長	西谷 桂子	同 課 長 補 佐	清水 昭雄

### 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆           同 係 長 猪川 恭弘

### 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開 会（午前9時00分）  
署名委員 三木委員、中西委員

委員長 おはようございます。  
全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

委員長 それでは、本日の会議を開きます。  
始めに町長が欠席されていますので、助役の挨拶をお受けいたします。  
芳村助役

（ 助役挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、三木委員、中西委員のお二人を指名いたします。

委員長 本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

委員長 初めに、本会議からの付託議案についてであります、  
（1）議案第18号、斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
なお、各課報告事項の（3）斑鳩町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則も関連してきますのであわせて説明を求めたいと思いますがご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。合わせて理事者の説明を求めます。

住民課長     それでは、議案第18号、斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてと、報告事項でございます斑鳩町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則について、併せてご説明申し上げます。

それではまず、議案第18号の議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読、要旨朗読)

住民課長     それでは新旧対照表をご覧ください。

登録申請の確認を行うため、登録申請者に対しまして文書で照会し、回答書を持参していただいておりますが、今回の改正に伴いまして、その回答書に町長が適当と認める書類を追加することとしております。そしてこの町長が適当と認める書類につきまして、施行規則の一部改正により明確に図ってまいりたいと考えております。

それでは施行規則をご覧くださいませうでしょうか。

(前回委員会資料により説明)

住民課長     施行規則の一部改正の所で、町長が適当と認める書類をどの様にするかという、確認の方法と致しまして、第4条の次に、第2項を追加いたしております。

( 条文朗読 )

住民課長     この文言を追加いたしております。文言の説明ですが、前項第1号に掲げる書類の外といたしますのは、官公庁の発行いたしました免許証、許可書、若しくは身分証明書で、本人の写真を添付されたものでございます。国立大学の方は、4月1日で独立行政法人に変わっておりますが、取扱いは従来と同じ形の、取扱いと致しております。そして、健康保険の被保険者証、各種年金証書ということで、この分で殆どの方が、99%の確認ができるものと考えておりますが、お持ちでない

方がその他、住所、氏名の記載のある公的機関が発行した書類とする。ただし、第3者が取得可能な書類を除く。この第3者が取得可能な書類というのは、住民票の写しとか、住民票の記載事項証明など、これは署名資料がございましたら、第3者も取ることが出来ますので、その分を除くということで文言を追加しております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。原案どおり、可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第18号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

なお、報告事項の(3)についても合わせて説明をいただきましたので報告事項についても了承することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。斑鳩町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則についても報告を受け了承したということで終わります。

委員長 次に、(2)議案第22号、平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。理事者の

説明を求めます。

健康推進  
課長 それでは、議案第22号についてご説明致します。まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

健康推進  
課長 まず、3ページをご覧ください。  
歳入歳出補正予算事項別明細でございます。これにつきましては、今年度の介護納付金及び老人保健拠出金が確定したことによるものでございまして、歳出では介護納付金を441万4千円増額、老人保健拠出金を4,325万6千円減額し、これに伴い、歳入において国庫支出金について、1,560万4千円の減額をお願いするものでございます。また、歳出の予備費にその差額、2,323万8千円の増額をお願いするものでございます。

1ページをご覧ください。朗読いたします。

( 予算書朗読 )

健康推進  
課長 以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第22号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、(3)承認第6号、町長専決処分について承認を求めることについて(平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)を議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進  
課長 承認第6号でございます。まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読、専決処分書朗読)

健康推進  
課長 3ページをご覧ください。  
歳入歳出補正予算書事項別明細でございます。これにつきましては、平成15年度本特別会計におきまして、医療に要した費用が歳入を上回ったため、会計処理上、平成16年度より不足分を繰上充用する必要が生じたため、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億7千万を追加し、歳入歳出それぞれ23億5,180万円とする補正予算でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成16年5月25日付、斑専第8号で専決処分させていただいたものでございます。

1ページをご覧ください。予算書を朗読いたします。

( 予算書朗読 )

健康推進  
課長 なお、5月31日に1億6,813万8,471円を繰上充用させていただきましたことを、併せてご報告申し上げます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員 いまの説明の中で、医療費の高騰ということも言われている訳ですが、非常に国民健康保険事業、斑鳩町はかなり、この間の、合併問題の中で、いろんな資料が出てくるのを見させていただいてましたら、努力をいただいているということは、評価はしておきたいという風に思いますが、ただ、高額医療につきまして、少し気になっているんですが、一般世帯で高額医療となる対象とか、またこの間、法改正があって、高齢者の方も高額医療費という形で、一旦支払ってもらって、後から償還というような形になってきている訳なんですけど、その割合といいますか、どの程度そういった高額に値するような方々が、斑鳩町で該当しておられるのか、そして、高額医療の償還の方、どの程度きちっとされているのか、ということがちょっと気になるんです。都道府県の取り組みというのが大きいですけど、そういった都道府県の方針というのが非常に大きく作用している部分でもあると思うんですが、奈良県は全国的に見て、そんなに未請求というのか、未処理が多いというほどでもないと思うんですが、ただ、斑鳩町の人たちが、どの程度処理をされていないままの人がいらっしゃるのかということも、非常に気になる部分なんです。以前からその対応については、申し上げてきまして、努力をしていただいているようには、担当の方から、お聞きさせていただいている経過があるんですが、そこら辺について、総合的に、補正を組まれるまでに、そこらの整理もされていると思いますので、一応聞いておきたいなと思うんですが。

健康推進課長 高額療養の関係ですが、確かに斑鳩町におきましても、また、全国的な絡みから見ましても、入院医療、院外ですが、かなり疾病分類が複雑化ってきております。特に斑鳩町におきましては、新生物やそれ以外の内分泌、要は高血圧等のからみ、によりまして、そういった形の高額療養というものがかなりの率にはなってきておるところでござ

ざいます。その中で、老人につきましては、高額療養につきましては、全て処理は終わっておりますが、一般の中で、まだ、一部されていないというのが現状でございます。

償還につきましては、一般の申請につきましては、資料というものが現実的にはないというようなところでございます。今の段階では、あえて必要とあれば、後刻、数字的なものをお見せさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

里川委員 高齢者の場合、法改正がされたときには、我々非常に強く、高額医療の分についての、手順というんですか、高齢者には分かり難いということで、きちっと整理がされるようにということで、ずっとお願いしてきた経過もあり、今課長のご答弁にも、老人については全て処理しているという風にお答えいただいていると思うんです。ただ、一般家庭の中でも、比較的若年層などの方について、そういった行政のいろいろなシステムをご存じない場合とか、割と聞くケース多いんです。ですから、一般のご家庭についても、そういう風に高額医療となったときの処理ですね、出来るんだということを周知徹底をしていただきたいという風には思うんですが、この高額医療に当てはまったときには、町としては、どんな風にその対象者には対応されているんでしょうか。

健康推進課補佐 高額療養費につきましては、本人の申請に基づくということをご承知かと思えます。先ほどおっしゃいましたように、老人保健の場合につきましては、一度申請をいただくと2度目から申請が要らないという国の方針が出されておりますが、国民健康保険の一般の分につきましては、確かに申請していただく必要がございます。ただ、審査を委託しております、国民健康保険団体連合会から、全てどれだけの方、どなたがどれだけの医療を掛かれたかという報告が、全ていただいております。それに基づきまして、高額の対象になると思われる方で、まだ申請に來られていない段階の方につきましては、全て文書で高額



の申請をお願いするように郵送しております。尚かつ、暫く経って、申請に来られていないという場合は、電話により来ていただくようお願いしているというのが現状です。

里川委員 ありがとうございます。そういう風に、そこまでやっていただいているにも係わらず、処理をしていただけないというのは、もう、仕方がないことですので、担当としてはご存知ないというような状況にならないように、そういう風に、今後に対応していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それと老人の方については、これからもどんどん、新しく対象者になっていかれると思いますので、新しい対象者の方にも、そういった制度説明についても、今後ご努力の方いただきたいということをお願いしておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって承認第6号については当委員会として満場一致で承認すべきものと決しました。

委員長 続いて、(4)承認第7号、町長専決処分について承認を求めることについて(平成16年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第1号))についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進課長 承認第7号でございます。議案書を朗読いたします。

(議案書朗読、専決処分書朗読)

健康推進  
課長

3ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算書事項別明細でございます。これにつきましては、平成15年度本特別会計におきまして、医療に要した費用が当該年度の医療費の交付決定額を上回ったため、会計処理上、平成16年度より不足分を繰上充用する必要が生じ、また、支払基金事務費交付金が超過交付となったため、兵士得16年度予算で返還することとなりますことから、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,922万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ19億3,568万1千円とする補正でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成16年5月25日付、斑専第9号で専決処分させていただいたものでございます。

なお、平成15年度で不足した財源につきましては、老人保健制度によりまして、その全額を国、県、支払基金から平成16年度収入として精算されることとなっております。

1ページをご覧ください。朗読いたします。

( 予算書朗読 )

健康推進  
課長

なお、5月31日に2,871万9,956円の繰上充用をさせていただきましたことを、併せてご報告申し上げます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員

老人保健につきましては、介護保険がスタートした当初、介護保険へ移行される部分もあって、老健というのは、実際費用の方は、全体の費用としては下がっていくだろうというような見込みがされていた

と思うのですが、この間のその辺の移行状況の評価をどの様に見ておられるかということと、それと1点は介護保険での訪問看護の問題なんですが、訪問介護がきちんと介護保険として行われているのか、どうなのか。医療保険と介護保険の境目、区別というのがきちっと、図られているのかどうか、この辺あたりが、どうも私自身が解りにくい所なんですが、ここらあたり担当の方ではどの様にご覧になられているのかということも含めて、担当の方の考え方をお聞きしておきたいと思います。

健康推進  
課補佐

老人保健の全体的な規模ということですが、確かに介護保険によりまして、訪問介護でありますとか、老人保健施設で従来、老人保健でやっておりましたが、介護保険に移行したことで、その年度につきましては老人保健の支出が少なくなったということはあります。ただ、全体としては、元々高齢者の数が増えてきているということもありますので、そのあたりで介護保険の影響というものが少なくなりつつあるのではないかと考えております。

ただし、ご承知のように、老人保健の対象者が75歳に引き上げられまして、それまでの分は各保険者で持つと、各保険者で医療費を支払うという制度が変わりましたもので、今の段階では老人保健の対象者が、その意味で減りつつあるという状況ですので、老人保健の予算規模としては年々少なくなっておるということです。ですから、平成14年の10月にこの制度が採り入れられたのですが、それから5年間の間につきましては、絶対的な対象者の減少ということで老人保健の予算規模は少なくなっていくと思っております。

また、訪問看護ですが、原則は介護保険で受けていただくということですが、一部要介護認定を受けておられない方でありまして、それから終末期医療に掛かる分につきましては医療保険で受けることができます。この際につきましては、訪問看護につきましては医師の意見書に基づいて行うこととなりますので、受けられる方、患者さんと医師との間で医療保険で行くのか、介護保険で行くのか、患者さんの

希望に添うということではありませんけれども、そのあたりは医師の判断に基づいて実施されているものと考えております。

老人保健の実績の中からは、介護保険と医療保険がどのように分けられているかということは、汲み取ることはできませんが、意見書を書かれるお医者さんの判断に基づいて、今、行われているものと考えております。

里川委員 医師の意見書に基づくということでご答弁はいただきましたが、担当とされましても、今後のこういった会計の動向を見る中で、そういった意識を持って、仕事の方に掛かっていただきたいということをお願いをしておきたいという風に思います。

委員長 他にございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって承認第7号については当委員会として満場一致で承認すべきものと決しました。

委員長 次に、(5)報告第4号、議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)、(6)報告第5号、議会の委任による町長専決処分の報告について、(平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)については、関連を致しますので一括して説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。報告第4号、報告第5号については一括して理事者の説明を求めます。

環境対策課長 それでは、報告第4号、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第5号、議会の委任による町長専決処分の報告について、（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）を一括して説明をさせていただきます。

まず、報告第4号でございます。議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読、専決処分書ほか朗読）

この件につきましては、具体的な内容につきましても、前回5月21日開催していただきました委員会で説明させていただきましたので、詳しい説明は割愛させていただきますが、坂本医院の駐車場に設置してあったカーポートを、衛生処理場のごみ収集車が損壊させたことから、その修復に掛かります費用を賠償させていただくものがございます。ここに書かれております損害賠償の額219,450円はこのカーポートの修復代金の賠償額でございます。

続きまして、報告第5号でございます。議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読、専決処分書朗読）

環境対策課長 この補正予算につきましては、先程説明させていただきました損害賠償の額の決定に従いまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を追加し、歳入歳出それぞれ92億4,022万円とするものがございます。内容につきましては予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきます。

予算書の4ページをご覧いただきたいと思います。

まず、歳入でございます。第20款諸収入、第4項雑入、第10節

雑入に自動車損害共済金の受入といたしまして、22万円を加えるものでございます。続きまして歳出でございますが、5ページでございます。第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費に第22節補償補填及び賠償金、22万円を賠償金の支払いとして新たに加えるものでございます。それでは1ページをご覧いただきたいと思っております。朗読させていただきます。

( 予算書朗読 )

環境対策課長 以上、簡単でございますが、報告第4号及び報告第5号の説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり了承することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって報告第4号、報告第5号については当委員会として満場一致で了承すべきものと決しました。

委員長 次に、要請第1号、「年金法案の徹底審議を求め、全国会議員の年金納入情報公開と未納閣僚の辞職を求める意見書」(案)の議会採択の要請書を議題と致します。

この要請書について、事務局長より朗読をしていただきます。

(要請文書表、要請書朗読)

委員長 朗読が終わりました。この要請書の取扱いについて、委員皆さんより、質疑ご意見等をお受けしてまいりたいと思います。

里川委員 この意見書が出てきましたときには、国会の中での審議中という状況にあったと思うんです。この間に衆議院も通過し、参議院でも成立を見てしまったという状況があるんですが、ただ、ここで要請者は徹底審議をしてほしいということを述べておられましたし、私としても徹底審議が十分尽くされた状況であるという風には認識が出来ていません。ですから、今後につきましても、この年金法は成立したけれども、政府において、年金法について、世論、今、テレビ局や新聞社など、いろいろな調査されておられますけれども、非常に高い場合でしたら、76%とか、納得できないとか、反対だとか、テレビ局や新聞社の数字、まちまちなんですが、でも低い数字でも60%を超えているという状況の中で、何らかの形で当議会としても、今後も、この年金法成立したけれども、政府に対して、抜本的な改革ということ、もう少し、今後も審議をしてほしいという様な意見を、やはり述べていくべきではないかなと、そういった世論を反映させる形を取るべきではないかなという風に考えているところなんです。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件については、のちほど休憩を取って取りまとめをしたいと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。本件については後程取りまとめをさせていただくことと致します。

委員長 次に、要請第2号、「人権侵害救済法の早期制定を求める意見書」採択についてを議題と致します。

この要請書について、事務局長より朗読をしていただきます。

(要請文書表、要請書朗読)

委員長 朗読が終わりました。この要請書の取扱いについて、委員皆さんより、質疑ご意見等をお受けしてまいりたいと思います。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件についても、のちほど休憩を取って取りまとめをしたいと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。本件については後程取りまとめをさせていただくことと致します。

委員長 次に、要請第3号、「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」の提出に関する要望書を議題と致します。

この要請書について、事務局長より朗読をしていただきます。

(要請文書表、要請書朗読)

事務局長 この意見書につきまして、採択されました議会がございますので、参考に入れさせてもらっております。それも併せてご審議していただければと思います。



委員長 朗読が終わりました。この要請書の取扱いについて、委員皆さんより、質疑ご意見等をお受けしてまいりたいと思います。

里川委員 私は容器包装リサイクル法が成立、施行されたときから、事業者責任ということはずっと言い続けてきたひとりなのですが、こうして事業者責任について意見書を、ということで出てきているように思うのですが、担当の方もこの間に、容器包装リサイクル法施行後、ISOの認証なども受けられて、斑鳩町では環境に関しましても特に力を入れていると。しかも、ごみ収集に関しまして住民に袋でご負担をいただいて、ごみ処理についても有料化をしているという、こういう観点があると思うんです。しかも斑鳩町としてもごみ処理については非常に多大な費用を費やしているという、このことがあると思うんですが、行政側としても事業者責任について、リサイクルコストの問題というんですか、こういった問題についても、当初私いろいろ質問しているときにも答えていただいているとは思いますが、再度行政側の考え方みたいなものも、お聞きしたいなど。行政としては今の状況について、ますます費用が嵩んでいくんじゃないか、住民負担が増えるんじゃないかみたいな、事の中で、どんな風にお考えになられているか、ということも参考までにお聞きをしておきたいなという風に思うのですけれども。

環境対策課長 この要請書を読む限りにおきまして、行政側の立場からということでございますが、確かにこの要請文にありますように、町民の方がごみを出される、ごみを出していただく際には分別をお願いしております。ここでひとつ住民の負担があります。その排出されたごみを収集するのは町でございます。それで、その排出されたごみの中も、再度点検するのも町でございます、最終的に、今現在、この容器包装リサイクル法に則って、町が処理しておりますのは、ペットボトルと食品トレイの白色でございますが、これを容器包装リサイクル法の指定法人でございます、日本容器包装リサイクル協会に委託している状況

でございます。確かにリサイクル協会のほうに、町が支払うお金は、年間、15年度実績で申し上げましても、食品トレイにつきましては、町がリサイクル協会に預けた量の9%の負担という形になりますので、若干600円ぐらいしか掛かっていないということになります。ただし、それはあくまでも委託した金額が600円だけでございまして、それまでに掛かる処理場の維持費、人件費等々、考え合わせますと莫大な費用が、要領に基づく分別等々に掛かってくるという実態は明らかであろうという風に考えている次第でございますので、その金額がいくらかという事は、今、資料を持ち合わせておりませんが、もし、こういった状況で生産者側が容器包装のリサイクルのかかる費用を、もっと分担するということになりまして、行政側の負担が軽くなる。もっと言いますと、住民の方々の負担も軽くなるという形になるということでしたら、我々としても有難いことではないのかなという風な気はしております。

里川委員

今、課長のご答弁の中で、容器包装リサイクル法に基づいて、ペットボトルと食品トレイが協会のほうへ委託して、費用、これは少ない、ペットボトルも以前からお聞きしてますが、ペットボトルの方も費用が少ないから、このペットボトルと食品トレイはこういう風に法の中に入っていて、自治体の負担についても低くいけるんだと、その間の、今、課長の答弁にあったように、その間のいろんな業務についての負担は勿論あるものの、だけど、今後、ペットボトルや食品トレイだけではなく、いろいろなものについて、やはり、容器包装リサイクル法の中で、規定をされていけば、私は、今課長が言ったような形で、自治体ひいては住民の皆さん方の負担がましになっていくんじゃないのかな、少しは負担が軽くなっていくんじゃないのかなということは感じると。その意味でも容器包装リサイクル法の見直しというのは、もう今の時点では必要なんじゃないのかなという気はしているところなんですけど、これは私の意見として申し上げておきたいと思っております。

三木委員 この藤沢市議会の中の、文書の中の、ワンウェイ容器の大量生産、使用の構図は見直されず、排出抑制に結びついていないのが現状であるということが書いてございます。やはり、ワンウェイであって、リサイクルを考えていないという部分も往々にしてあるようですが、お聞きしたいのは、何か法改正で、近じか、ペットボトルの再利用とかいうものは、今、上がっていませんか。もし、あるようでしたら、お聞かせください。

環境対策課長 ペットボトルの再利用について、法改正というご質問でございますが、法改正と申し上げますのは、容器包装リサイクル法の中で、法改正といえますか、そもそもこの、容器包装リサイクル法は10年後に、この条文について見直しをするという条文も入っております、最初の施行から10年後という段階で検討するという条文もございます。それが、来年度、平成17年度末が10年を経過するというところでございますので、その時点までにいろんな論議が出てくるのかなと。この意見書につきましても、そうしたことから、出されてきたのかなという気はしております。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件についても、のちほど休憩を取って取りまとめをしたいと思っておりますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。本件については後程取りまとめをさせていただきますことと致します。

委員長 ここで、お諮りいたします。  
以上、3件の要請書については委員会として休憩をとって取りまとめをさせていただくことと致しておりますが、他にも案件があります

ので、審議の順序を変えて要請書を除く他の案件を先に審議し、終了後に要請書の取りまとめを行うということにしたいと思いますが、よろしいですか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。それではそのように進めさせていただきます。

委員長 次に継続審査案件について

(1) (仮称)総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 継続審査案件であります(仮称)総合福祉会館整備計画についてご説明申し上げます。先ほど助役の挨拶にもありましたとおり、事業用地の選定につきましては、現在種々検討している所であります。この施設につきましては本町の重点施策でありますことから、少しお時間をいただく中で、本施設の早期建設に向け、取り組んで参りたいと考えていますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、建設用地の選定等がまとまりましたならば、当委員会にご相談申し上げた居いと考えておりますので、委員皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。本件については当委員会として、閉会中も引き続き審査を要することとして、継続審査案件の取り扱いをさ

せていただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしとみとめます。

(仮称)総合福祉会館整備計画については、当委員会として閉会中も引き続き審査をおこなうことといたします。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお願いいたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終了します。

委員長

次に、各課報告事項について、

(1) 議案第21号、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についての内、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

福祉課長

議案第21号平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について福祉課所管に係ります補正予算の内容についてご説明させていただきます。補正予算書の9ページをお開きいただきたいと思います。歳出であります。第3款民生費第1項社会福祉費第3目老人福祉費第20節補助費おきまして、県が実施されている寝たきり老人紙おむつ等支給事業において、平成16年度より、寝巻き、パジャマ、防水シート等の支給を廃止される事になりましたが、本町といたしましては現行サービス水準を低下させる事なく、引き続き在宅寝たきり老人の家庭を支援していくために町単独事業として県が支給を廃止した寝巻き、パジャマ等を支給する為、157万2千円の増額補正をお願いするものであります。以上が福祉課所管に係ります一般会計補正予算(第2号)につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

里川委員 前回の委員会でも申し上げた経過はあるんですが、介護保険がスタートしてから在宅での介護やっっていこうや、という事を方針として国もその事で介護保険もし、在宅での介護を重視してきた割には、こういった在宅での家族介護を支援するというものを県がすぱっと切ってくるという事については、私はものすごく県に対しても不満を大きく持っているところなんですけれども、それに対しまして、委員長も評価されておりましたけれども、斑鳩町としましてはその主旨を踏まえ、補正予算を組んでまで在宅での介護について支援をしよう、という姿勢に対しては私も大きく評価をしておきたいという風に思いますが、今後も県に対しまして、今の流れですね、在宅での介護を重視していこうと、しかも特養の建設についても国の補助金カットしてきてるんですよね。そんな中で在宅の介護を重視していこうという事に反するようなこういった施策の在り方について、町としてもきちっと意識をもって、声をあげるべき時に、所へ、声をきちっとあげていただきたいという事をお願いをしておきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

ないようですので、これをもって終わりたいと思います。

次に、(2) 報告第6号、平成15年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)の内、当委員会所管に属するものについて、理事者の説明を求めます。

福祉課長 報告第6号、平成15年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)につきまして、住民生活部所管にかかります内容についてご説明させていただきます。まず福祉課、次に環境対策課と続きましてご説明させていただきます。

2ページ目の平成15年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書をお開きい

ただきたいと思います。表の上から2段目の第3款民生費第1項社会福祉費事業名（仮称）総合福祉会館建設事業におきまして、平成15年度の用地取得に向け、地権者の方々の協力を得るため、交渉を続けてまいりましたが、協力を得るに至らず、当該予定地の用地取得を断念せざるを得ない状況となりましたが、当該施設の建設は当町の重点施策でありますことから、平成15年度予算において、実施設計等にかかります経費として、計上致しておりました3,600万円を平成16年度予算に繰越させていただいたものであります。

以上が福祉課所管に係ります繰越計算書のご説明とさせていただきます。

環境対策課長 続きまして環境対策課所管の事項について説明させていただきます。上から3番目第4款衛生費第2項清掃費鳩水園周辺対策事業におきましての900万円の繰越でございます。これは前回の委員会でも説明させていただきましたように、稲葉車瀬自治会におきます集会所建設に係ります補償費でございます。平成15年度末までには同集会所の竣工が見込めなかったという事から、本年度に繰越をさせていただいたものであります。

以上平成15年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告につきましての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

里川委員 集会所の件なんですけど、先日からちょっと前を通っておりましたら、もう集会所の方が完成しているようには思うんですけども、16年度に入ってこれは、900万円の方については支払いの方は済まされているのかどうかという事を確認させていただきたいと思います。

環境対策課長 委員さんご指摘のように、前回の委員会で5月の末の竣工の予定という事で報告させていただきましたけれども、現在既に竣工しており

まして、この900万円の予算執行につきましては、まだ執行はしておりませんが、竣工検査、県の建築確認の竣工検査、地元稲葉車瀬の竣工検査と町の検査等々を経た後、稲葉車瀬自治会の方から請求手続きが出てくると。近々出るような事を聞いております。早ければそういった手続きが完了されれば7月には執行できるのではないかと考えております。この900万円と当然、総務課の所管でございます。繰越計算書、1番上でございますけれども、1,500万円の整備補助金、これについても同時期に執行ができるのではないかと考えております。

委員長 他に理事者の方から報告はございませんか。

住民生活 議題として挙げさせていただいておりませんが、当委員会で昨年性同一性障害で陳情が出されまして、それらの主旨をご検討いただいた経過がございます。その中でこの関係につきまして、町の方で取り組めるものにつきましては、取り組んでいくという事でご報告も申し上げておりましたので、町の取り組み・考え方等がまとまりましたのでご報告をさせていただきたいと思っております。平成15年7月16日に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が公布されました。これに伴いまして先ほども申し上げましたように、町議会の方にも3件の陳情書が昨年の9月議会に提出されたところでございます。その中に「法律などで性別の記載を義務付けている文書の性別記載の必要性の見直しと削除を求める意見書提出に係る陳情書」と「町の公的文書中の不要な性別の記載の削除などを求める陳情書」も提出されております。そのうち「町の公的文書中の不要な性別の記載の削除など」につきましては、昨年の10月に緊急に調査をいたしまして、取りまとめを行います中で、11月の当常任委員会で町の考え方なりをご報告を申し上げたところでございます。その後、町の方で公文書中の性別の削除に関わる基本方針や作業方法及びスケジュール等につきまして各課ばらばらで取り組みますと問題も生じてきますので統一



した考えをもって進めていくために、関係をいたします9課によりましてワーキンググループを編成いたしまして、調査漏れ等を防ぐため全課で再調査を実施いたしましたところであります。その再調査の結果を基に、性別を削除する事の可否に疑義がある場合には直接担当課からヒアリングを実施するなどして調査、検討も行いました。その調査の検討結果というのが、各委員の皆様方に配布させていただいておりますとおりでございます。それに基づきましてご報告を申し上げますと、性別記載の削除の統一的な方針としまして、国や県の法令、条例等の規定により書式が指定されていなかったり、男女別の統計を求めている文書等で町独自の判断で削除できるものにつきましては削除するという事にいたして、性別記載のある公文書のリストアップを行い、5つの区分に分類をしまして資料でA4判1枚ものであると思っておりますけれども「性同一性障害に関わる性別記載削除分類調査表」として取りまとめをさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

性別記載があります公文書は、全体では224件がございます。このうち、住民生活部では福祉課で80件、健康推進課で95件、環境対策課は1件、住民課は29件の合計205件であります。その内訳でございますが、分類番号①の「法令等の定めより、削除が困難なもの」は全体では102件で、住民生活部では福祉課で15件、健康推進課で54件、住民課で25件の合計94件となっております。

次に分類番号②の「例規等の定めがあり、事務処理上、削除が困難なもの」は全体では8件で、住民生活部で申し上げますと福祉課のみが該当するもので、全体の8件の全てが福祉課が該当するという件数になっております。

次に分類番号③の「例規等に定めはないが、事務処理上、削除が困難なもの」は全体では22件で、住民生活部では福祉課が3件、健康推進課で16件の合計19件であります。

次に分類番号④の「削除が可能であるが、例規の整備が必要なもの」は全体では57件で、そのうち住民生活部では福祉課で28件、健康

推進課で20件、住民課で4件の合計52件であります。

次に分類番号⑤の「削除が可能なもの」は全体では35件で、住民生活部では福祉課で26件、健康推進課で5件、環境対策課で1件の合計32件であります。

以上の事から、性別記載のある公文書は先ほども申し上げましたように、全庁では224件であります。このうち⑤の「削除が可能なもの」として35件、につきましては、各課におきましてそれぞれ随時削除を行う事務手続きに取りかかる事といたしております。また、④の「削除が可能であるが、例規の整備が必要なもの」の57件のうち、条例改正を必要とするものが福祉課と住民課の2件でございます。いずれも住民生活部に該当する分でございます。この分につきましては、9月議会に改正案を上程させていただく方向で事務手続きを行う事としているところであります。残りの55件につきましては、規則、規程、要綱等に定めがあります事から、順次、改正の手続きを行っていく事としております。なお、削除するにあたりまして、電算システムの変更が伴うものも含まれています事から、規則等の整備の事務手続きを行い、速やかに実施をして参りたいと考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが公文書中の性別記載のある文書調査及び性別記載の削除について、という事でご報告をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長

ただ今中井住民生活部長よりございました説明報告を受け、何かお聞きしたい事があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長

なければ、以上これら各課報告事項については、説明報告を受け、了承をしたということで終わります。

委員長 要請書の取りまとめを行いたいと思いますので、暫時休憩いたします。

(午前10時15分 休憩)

(午前11時00分 再開)

委員長 ただ今休憩の間に要請第1号、要請第2号、要請第3号の取りまとめをいたしました。

要請第1号につきましては、委員の中から意見書の提出があるという事なんですけれども、当委員会としては不採択とする意見にまとまりました。2番目の要請第2号については満場一致で不採択、要請第3号については満場一致で採択、そして意見書を提出するという事でございます。そして、その意見書の内容につきましては、事務局長の方から朗読をしていただきます。

( 意見書朗読 )

委員長 ただ今事務局長の方から意見書の内容についての説明がありましたが、これでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 そういう事で、当委員会としても満場一致でこの意見書を提出する事といたします。よろしくお願い申し上げます。

委員長 続いて、その他について各委員からご質疑があればお受けいたします。

里川委員 ちょっと気になる事なんでお尋ねしておきたいんですけども、以前から乳幼児の検診の問題で、1歳半の次に3歳半、実質的には3歳

半を超えた状態での検診になってると思うんですけども、ここで検診が2年空くという事について非常に私は心配をしていたところなんです。もう少し検診の間隔を狭める事はできないだろうか、というような意見を申し上げた事があるんです。それと申しますのは、幼児期の子どもの変化というのが、どこで表れてくるか、というのは子どもさんによってまちまちですし、いろんな事の、今非常に重要視されてる軽度発達障害、こういったものについても早い発見、早い対応というのが望まれるのではないかなという事から、この事が前から気になって、以前に言った事もあると思うんですけどね。実際先月3歳半を超えた幼児の検診に行った方からお聞きしたんですけども、1歳半の検診に行った時に比べて非常に3歳半の検診に来られてた方が少なかったと。あんまりにも少ないからびっくりした、というような意見を聞いたんですね。私自身幼児教育について色々言った時に、教育長、一般質問の時にご答弁なされたけれども、3歳になったら、保育所なり幼稚園なりどこかに所属していて、集団での検診なんかも受けてるというような事も教育長ご答弁なさっていたと思うんですけども、その事も含めまして、保険センターでの受診も低くなってるのかなと思うんですけども、その受診の状況、1歳と3歳での受診の状況についてどの程度違いがあるのか、という事もお尋ねをしておきたいのと、それと1歳半から3歳半まで2年間も空白があるところで、何か手立てと言うんですか、社会的にも問題になってきている軽度発達障害について町としての取り組みの中で何かこの間手を打てないか、早い時期での発見、対応という事につなげていけないか、というのが私非常に強く思っているところなんですけれど、ここについてはどのような考え方をお持ちなのかちょっとお尋ねをしておきたいなと思うんですが。

健康推進  
課長

母子保健の関係でお聞きなんですけれども、現在母子保健関係では3・4ヶ月児の検診、9・10ヶ月児の検診、それと今言われている1歳6ヶ月児の検診、3歳児の検診という事でございます。受けてお

られる方については90%以上という事は聞かせていただいております。ただ、未受診者に対しましては、電話または訪問するなど、それ以外につきましては幼稚園や保育所、こういった所や療育教室との連携等をとってフォローしておるのが現状でございます。町で実施しております検診につきましては、受診しておられないけれども、保育所、幼稚園、病院等で検診を受けているというのが主でございます。ただ、言われている1歳6ヶ月児、3歳児においても、ほぼ95%は状況を把握できておりますけれども、後の5%につきましては、やはり家庭等の事情もございます。両親も勤められておるといような事も聞かせていただいているような現状でございますけれども、今の段階におきましても、こういった4つの検診以外に母子保健相談を実施しております、時間をかけてフォローし、これらの方の申込によりまして、栄養士や心理相談等によりまして個別相談、個別指導というものを行っているのが現状でございますので、現段階におきましては、来られていない方につきましてもフォローできているという風に考えております。

里川委員 課長の方から一定のご答弁はいただいたんですけども、本当に軽度発達障害につきまして、早く見つけてあげて親御さんなんかにも、どんな対応をしたらいいか、という指導をしていただければ、子どもさんの発達の状況というのは、随分と変わってくるという風に私は考えてます。今後もこの視点は、結局教育の現場でも色々取り入れられてきておりますけれども、まずは生後、斑鳩町の子どもさんを斑鳩町の保健部門でもこういった観点できちっと支えていっていただきたいというのが私の思いですので、保健センターの現場ともよくご相談いただきまして、こういった所のフォローができるような形をとっていっていただきたいという事をお願いしておきたいと思っております。さらにこの軽度発達障害、今各学校のクラスで1名か2名くらい居てるのではないか、という風に言われる状況の中で、文部科学省の方も力を入れて対応をするという事になっておりますけれども、今後、今年度

障害者福祉計画を策定されるにあたりまして、軽度発達障害についての認識もきちっともっていただきたい、その計画の中で認識をもっていただきたいという風には思っているところですが、これについては担当の方は、計画策定する上でどうでしょうかね、どんな風にお考えになっているのかお尋ねをしておきたいと思うんですが。

健康推進  
課長 軽度発達障害という事で、要観察児の関係で、まず小さいお子さんですと言葉が出ないとか、生活のリズムの乱れから来る心身の発達の遅れ、こういうものが見られるという事で、親への関わりがまず重要であるのが必要であろうかと思えます。その為には保健センターでは今年度より個別相談、乳幼児相談という内容のものでございますが、実施しておりましてより個別対応の指導を行っているというのが現状です。また、地域におきましては、子育て教室であればちびっこサークルという内容のものでございますけれども、そういった内容を充実させまして親子の関わり、子育ての支援に視点をあてた教室を展開しているというのが現状です。そういった形で努力して参りたいと思えます。

福祉課長 委員さんが申されました福祉計画の中でどういう形で取り組んでいただけるのか、という事のご質問をいただきました。委員さんも申されましたように、保健センターとも福祉計画策定する中では連絡して協議しながら作成していきますので、その中でまたそういう事も検討していきます。

里川委員 教育委員会とも十分協議をしていっていただきたいという風に思えます。文部科学省でもこの教育での取り組みは始まっています。そして先進的な取り組み、滋賀県のこうせい町等で取り組み、非常に早くからされているという状況もあります。そういった研究も教育委員会だけの問題ではなくて、教育委員会も福祉課も健康推進課もこの観点、子どもさんを育てていくというのには、全て関わっていただくと

課ですので、そういった観点をきっちりどの課も持っていただいて連携を取ってやっていっていただきたいという事と、障害者福祉計画につきましては、障害者の手帳ありますよね、手帳に伴う民間でのサービスなんかもあると思うんです。そういった民間でのサービスも受けられる事とか、そういった事をはっきり、こういう方だったら50%の割引だとか、何か色々あると思うんですよね。そういった事もより周知をしていただけるようなもの、という事に力を注いでいっていただきたいなど、そういう周知が十分できてない場合もよく見かけられるので、計画策定の中に於いては障害者手帳なんかで受けれるいろんな民間でのサービス等についてもきちんと把握をしながら、それらの周知についてもどうしていくんだという事についても視野を広げて、そういう視点を持ってやっていっていただきたいという事をお願いしておきたいという風に思います。それは、そしたらそれで終わっておきますけれども、もう1点だけすいません。4月21日に国会で成立しました廃棄物処理及び清掃に関する法律ですね、廃掃法で硫酸ピッチについての改正が行われているんですけど、先日、何か、新聞でやったと思うんですけども、平群町の方で硫酸ピッチが捨てられてたというのか置き去りにされてたというのか、そういう記事を読んだ記憶があるんですけども、この硫酸ピッチについては、今度廃掃法の改正で非常に厳しく取り締まる事になったと思うんですけども、この間斑鳩町でこの問題について何らかの事象があったのか。近隣のそういった状況について掴んでおられるのかをちょっと確認させておいていただきたいなと思うんですが。

環境対策  
課長

当町での硫酸ピッチの取扱いというのか、そういった事例があるのかという事でまず1点目でございますけれども、現在私どもが把握している限りにおきましては、そういう事例はございません。先般新聞で平群町云々という事も、私も見た記憶はあるんですけど、平群町で処理されていたのではなくて、平群町の業者がどこかで、という風な記憶、申し訳ないんですけども、今ちょっと記憶にないので詳しい

事は申し上げられませんが、いずれにいたしましても当町におきましてはそういった事例が出ないように十分配慮しながらこれからも万全の注意をもって対応していきたいと考えております。

里川委員　　ちょうど私も記事を読んだという事もあったり、国会で廃掃法の改正で硫酸ピッチの取扱いについて、改正がされたという事もありまして、ちょっと関心があったものですから、担当の方とされましても、その事について今後ご留意いただきたいという事だけお願いをしておきます。

三木委員　　東と西の憩いの家についてちょっとお尋ねします。私は今、西が近いという事で、西の方でお聞きしますと、一日の利用者が約70人位だと。行かれる方もほとんど時間帯が決まっております、毎日行かれる方が多いわけですが、ある人がその時間帯に来ないな、となると管理されてる方がどうしたんだろうな、どこか病気かな、悪いのかという、健康面を気遣っていただいているという事を聞きましたのでありがたいなと思った次第ですが、時間帯なんですが、ほとんどの方が行かれる時間帯が決まっていますので、3時30分に閉めるという事を皆さん分かってるんですが、中にはもう少し閉める時間を30分でも遅くしていただけたら、という声も多々聞いております。そういう意味で30分でも、4時位に閉めきり、受付終了という事ができないものか、この問題前からちょっと出ていたような気がするんですけど、再度ちょっとその辺の事を検討できないものか、お聞かせいただけますか。

福祉課長　　今、三木委員の方からご指摘ありました憩いの家の閉館時間ですが、一応お風呂は3時半までとさせていただいております。そのあとお風呂の衛生管理等もありますので、お風呂の清掃等、時間も必要になりますので、その分とらせていただきまして、一応3時半という形で、入浴の方は、ご案内を出していただいておりますので、ご理解の方よ



ろしくお願ひしたいと思ひます。

三木委員 私もその事をよく知っております。その後清掃して5時位までにきちっと次のお風呂の準備もして、という事を聞いております。その所を60歳以上の方ですから当然無料になつてゐるわけではあります。ある程度時間を制約するというのもやむなしかと思ひますが、そのこのところをやっぱり入られる方がもう30分でも受けを、という声も結構出るので、その後30分でも何とかならないかという私の質問なんですけれども、今のそういう事情でそうなつてゐるというのは、私も理解してゐるわけではありますけれども、時間的にはどうにもならないものなのか、いかがなものでしょうか。

助 役 利用者がおっしゃる事非常によく分かるんですが、30分延ばして欲しいという事を受けて30分延ばす。またそれが4時になつて4時から30分延ばして欲しいというような繰返しが生じる恐れがあると私は思ふわけではあります。また、先ほども課長が言ひましたように、やっぱり衛生上、十分な清掃による運営をしていかなければならないという事から、やっぱり時間をかけてのお風呂の清掃をしていかなければならないし、職員の就業時間、ローテーションの関係もござひます。そういう事を含めまして、現在3時30分で終了してゐるという事に対して、ご理解を願ひたいという風に思ふわけではあります。

利用者の要望に対しては十分答へていかなければならないわけではありますけれども、先ほど申し上げましたような対応になつてくるのであるという事ではご理解を願ひたいと思ひます。

委員長 他にござひませんか。

ないようですので、その他についてもこれをもって終ります。

委員長 これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長に

ご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり助役の挨拶をお受けします。

( 助役挨拶 )

委員長

これをもって閉会いたします。

(午前 1 1 時 2 2 分 閉会)